「ひかり回線サービススリム」重要事項説明書

1. 提供事業者

株式会社イージェーワークス(以下「当社」といいます。)

2. サービス名称

ひかり回線サービススリム

3. 概要

「ひかり回線サービススリム」は、東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」といいます。)または西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」といいます。)による卸電気通信役務を利用して、提供する 2 段階定額制インターネット回線(以下「アクセス回線」といいます。)サービスです。

4. サービス種別・最大通信速度

- 光インターネット接続サービス(最大通信速度は下り概ね 100Mbps/上り概ね 100Mbps)
- 最大通信速度は、技術上の最大値であり、お客様宅内での実利用速度を示すものではありません。インターネットご利用時の速度は、お客様のご利用環境や回線の混雑状況等により低下する場合があります。

5. 料金

- 下記金額は標準料金です。当社が実施する各種割引や特典等が適用となる場合はその内容に従います。
- 表示金額は全て税込です。ただし、表示金額にかかわらず、税法の改正により消費税等の税率が変更された場合、変更後の税率の適用日以降における金額は、変更後の税率により計算された金額とします。

5.1. 月額費用

- お申し込みのサービス、品目等によって、以下の料金がかかります。

5.1.1. ひかり回線サービススリム月額料金(税込)

サービス区分	料金区分	通信量(※1)	備考	料金
戸建て向け (東日本エリア)	基本料金 (※2)	～3,040MB	1 年プラン(定期契約なし)	3,080 円
			3 年プラン(定期契約)	2,860 円
	従量料金 (100M 毎) (※3)	3,040MB～9,940MB		33 円
		9,940MB～10,040MB		60.5 円
	上限料金	10,040MB～	1 年プラン(定期契約なし)	5,417 円
			3 年プラン(定期契約)	5,197 円
戸建て向け (西日本エリア)	基本料金 (※2)	～3,000MB	1 年プラン(定期契約なし)	3,080 円
			3 年プラン(定期契約)	2,860 円
	従量料金 (100MB 毎)(※3)	3,000MB～9,900MB		33 円
		9,900MB～10,000MB		60.5 円
	上限料金	10,000MB～	1 年プラン(定期契約なし)	5,417 円
			3 年プラン(定期契約)	5,197 円

(※1). 通信料は、インターネットへ接続する(WEB ページ閲覧、メール送受信等)データ通信量により課金されます。

(※2). 1 契約回線ごと 1 か月あたり東日本エリアの場合 3,040MB、西日本エリアの場合 3,000MB までは通信料無料(基本料のみ)でご利用いただけます。なお、ご利用の端末やソフトウェアによっては、お客様が電子メールの送受信、ホームページ閲覧等を一切行わない場合であっても自動的に通信が行われ、通信料が発生する場合があります。

(※3). 100MB 未満の利用量は 100MB 単位に切り上げます。

5.1.2. その他料金（税込）

エリア	区分	内容	料金
東日本エリア	機器利用料	無線 LAN カード追加	330 円
西日本エリア	機器利用料	無線 LAN カード追加	110 円

5.1.3. 定期契約プラン

本サービス開始日が属する月、および、その翌月を起算月とする 36 か月の期間からなる定期利用期間を設定した契約プランです。定期契約の無いプランを選ぶことも可能です。

定期契約なし	1 年プラン	本サービス開始日の翌月から 12 か月の最低利用期間があります。 最低利用期間中の解約には、違約金がかかります。
定期契約あり	3 年プラン	36 か月目（定期利用契約の満了月）に自動更新。 満了月以外での解約には、違約金がかかります。

5.2. 初期費用（税込）

下記工事費は代表的な工事の金額で、実際の工事の内容により工事費が決まります。工事費は一括でのお支払いとなります。

工事の内容によっては別途下記以外の工事費が発生する場合があります。

新規にアクセス回線を敷設する場合	
事務手数料	880 円
工事費（※4）	22,000 円
アクセス回線を転用する場合（※5）	
事務手数料	1,980 円
他社コラボレーション事業者から事業者変更する場合（※5）	
事務手数料	3,300 円
アクセス回線を品目変更する場合	
工事費（※4）	3,300 円、11,660 円、22,000 円
アクセス回線を移転する場合	
工事費（※4）	3,300 円、11,660 円、22,000 円

（※4）. 土日休日に工事を実施する場合は、追加で 3,300 円かかります。

（※5）. 転用および事業者変更と同時に品目変更を行う場合、品目変更工事費がかかります。

5.2.1. 訪問時刻指定工事加算費用（税込）

- 訪問時刻指定工事を行う場合は、工事費用の合計額に対して加算費用が発生します。

東日本エリア	昼間（9:00～16:00）	12,100 円
	夜間（17:00～21:00）（※6）	19,800 円
	深夜（22:00～8:00）（※6）	30,800 円
西日本エリア	昼間（9:00～16:00）	12,100 円
	夜間（17:00～21:00）（※6）	22,000 円
	深夜（22:00～8:00）（※6）	33,000 円

（※6）. 夜間・深夜の場合、夜間・深夜の割増となる工事費用に対して、訪問時刻指定工事費用が加算となります。
訪問時刻指定日時は工事受付状況などにより、ご希望に添えない場合があります。
その他、工事費の詳細については、カスタマーサポートにご確認ください。

6. お支払いについて

- 「ひかり回線サービススリム」の月額料金は、サービス開始日が属する月またはその翌月から当社へお支払いいただきます。また、その他料金は、サービス開始日から日割りで請求いたします。サービス開始翌月から当社へお支払いいただきます。
- サービス開始日および課金開始日は、利用開始日が決まり次第、当社からお知らせいたします。
- お支払い方法については以下のとおりとします。
  (1). お申し込みの際にお支払い方法をご指定いただいた場合
  お支払い方法はご指定いただいた方法とします。
  (2). お支払い方法のご登録が未完了もしくは、ご指定方法でのお支払いが不可能だった場合
  当社指定の方法にて、お支払いいただきます。その場合、お支払いに要する手数料はお客様のご負担となります。

7. ご注意事項

7.1. ひかり回線サービススリムについて

- 「ひかり回線サービススリム」が適用となる月は次のとおりです。
  (1). アクセス回線を新規にお申し込みとなる場合はアクセス回線の開通日の属する月またはその翌月。
  (2). アクセス回線を転用する場合はアクセス回線の開通日の属する月またはその翌月。（転用と同時に品目変更する場合も含みます。）
  (3). アクセス回線を事業者変更する場合はアクセス回線の開通日の属する月またはその翌月。（事業者変更と同時に品目変更する場合も含みます。）
- アクセス回線の開通日とは、NTT 東日本/NTT 西日本から提供される回線終端装置（ONU または HGW）の接続を NTT 東日本/NTT 西日本が確認し、その通知を当社が受けた日となります。ただし、派遣工事を行わない場合は、NTT 東日本/NTT 西日本から機器の接続の確認ではなく、工事予定日を工事完了として当社へ通知される場合があります。
- アクセス回線の転用と同時に品目変更をお申し込みの場合、アクセス回線の開通日まで、「ひかり回線サービススリム」には切り替わりません。派遣工事を行わない場合、お客様にて NTT 東日本/NTT 西日本から提供される回線終端装置（ONU または HGW）の設定変更を完了するまで、切り替わらないことがあります。その場合、設定変更が完了するまでは、現在のフレッツ光の利用料が NTT 東日本/NTT 西日本にて日割りでかかります。
- 「ひかり回線サービススリム」以外の FTTH サービスをご利用中の場合、「ひかり回線サービススリム」への変更となり、その場合、品目変更を行う場合には、品目変更工事日の属する月までは、変更前の料金がかかります。
- アクセス回線の開通やタイプ変更時、お客様宅に伺って工事を行う必要がある場合があります。工事は NTT 東日本/NTT 西日本の工事協力会社が実施します。
- NTT 東日本/NTT 西日本以外の事業者が提供する電話サービスの電話番号を継続してご利用になりたい場合は「ひかり回線サービススリム（ej 電話）」をお申し込みの際、当社にお申し出ください。
- NTT 東日本/NTT 西日本から提供される回線終端装置（ONU または HGW）に故障が発生した場合は、当社までご連絡ください。当社で故障箇所を確認し、故障箇所が NTT 東日本/NTT 西日本の設備区間である場合、NTT 東日本/NTT 西日本から直接連絡することがあります。また、お客様の過失により故障が発生した場合、故障修理費用をお客様に請求する場合があります。

7.2. アクセス回線を転用する場合の注意事項

7.2.1. 転用手続きについて

- NTT 東日本/NTT 西日本の専用窓口にて転用承諾番号の発行手続きを行ってください。
- 発行された転用承諾番号の有効期限は 15 日間となりますので、期限内にお手続きを行ってください。

- 「ひかり回線サービススリム」対象外のアクセス回線タイプをご利用の場合は、品目変更を行う必要があります。その場合、別途、工事費がかかります。
- NTT 東日本/NTT 西日本が提供するフレッツ光を他社プロバイダーと契約してご利用中のお客様がアクセス回線を転用して「ひかり回線サービススリム」を契約する場合、転用が完了しても、他社プロバイダーとの契約は解約されませんので、別途、お客様にて解約のお手続きを行ってください。
- 「ひかり回線サービススリム」利用開始後の転用キャンセルは行えませんのでご了承ください。

7.2.2. 転用時の工事費について

- NTT 東日本/NTT 西日本にフレッツ光の開通工事費を分割でお支払いされている場合の未払い分は、転用後当社からの請求となります。その際の総額に変更はありませんが、毎月の請求金額および請求期間が変更になる場合があります。
- NTT 東日本の「月額利用料割引」特典が適用になっている場合、フレッツ光の開通工事費の未払い分に月額利用料割引の残額を充当した額を転用後当社から請求します。その際の総額に変更はありませんが、毎月の請求金額および請求期間が変更になる場合があります。
- NTT 西日本の「初期工事費割引サービス」を利用して、フレッツ光を利用開始してから一定期間内に「ひかり回線サービススリム」を解約した場合、初期工事費割引サービスの違約金相当額を当社から請求します。

7.2.3. ひかり電話をご利用の場合

- NTT 東日本/NTT 西日本が提供するひかり電話をご利用の場合は、アクセス回線の転用により ej 電話に転用されます。
- NTT 東日本/NTT 西日本が提供するひかり電話「安心プラン」、「もっと安心プラン」は、転用後の ej 電話では提供していません。
- NTT 東日本/NTT 西日本が提供するひかり電話の付加サービス「テレビ電話チョイス定額」は転用後の ej 電話では提供していません。なお、ej 電話でテレビ電話をご利用の場合はすべて従量課金となります。
- NTT 東日本/NTT 西日本が提供する「ひかり電話 ビジネスタイプ」、「ひかり電話オフィスタイプ」「ひかり電話オフィス A（エース）タイプ」をご利用の場合は、「ひかり回線サービススリム」に転用できません。

7.2.4. その他のフレッツ光の付加サービスをご利用の場合

- NTT 西日本が提供するフレッツ光から転用でお申し込みの場合、フレッツ光に標準装備されている「セキュリティ対策ツール」のパターンファイルの更新に等 320MB を超える利用量が必要となる場合があります（「セキュリティ対策ツール」の機能については、お客様にて利用有無を設定することが可能です）。なお、新規でお申し込みの場合、セキュリティ対策ツールは提供しません
- 一部サービスは転用後、利用できなくなる場合がありますので、事前に NTT 東日本/NTT 西日本へご確認ください。

7.2.5. 割引サービスおよびポイントサービスについて

- NTT 東日本/NTT 西日本が提供する各種割引サービスは、転用後にはご利用いただけなくなります。ただし、各種割引サービスで規定されている違約金はかかりません。
- NTT東日本/NTT西日本が提供するポイントサービスは、転用日をもってポイントの提供およびご利用はできなくなります。ポイントをご利用になる場合は、転用のお申し込み前にお手続きを行ってください。
  (1). NTT 東日本が提供する、にねん割、ひかり電話「付加サービスセット割引」、フレッツ光メンバーズクラブ等
  (2). NTT 西日本が提供する、光はじめ割、光もっともっと割、どーんと割、CLUB NTT-WEST 等

7.3. アクセス回線を移転する場合の注意事項

- 移転元回線の工事費を分割でお支払いの場合、移転が完了した後も分割でのお支払いが継続します。
- NTT 西日本の提供するフレッツ光を初期工事費割引サービスを適用してご利用を開始してから一定期間内に NTT 東日本エリアに移転した場合、初期工事費割引サービスの違約金相当額を当社から請求します。

7.4. ひかり回線サービス v6 機能について（※7）

- 「ひかり回線サービススリム」では、NTT 東日本/NTT 西日本が提供する「フレッツ・V6 オプション」に相当する機能を標準で提供（※8）しています。
- 「ひかり回線サービススリム」のサービスに含まれる「ひかり回線サービス v6 機能」のご利用に伴うインターネット利用料は、実際に発生した通信量にかかわらず一律 100MB/月を加算します。

（※7）. ひかり回線サービス v6 機能とは、「ひかり回線サービススリム」をご利用のお客様がパソコンなどの機器に付与した IPv6 アドレスを利用して、インターネットを経由せず NGN の網内で、「ひかり回線サービススリム」または NTT 東日本/NTT 西日本が提供するフレッツ 光ネクストをご利用のお客様とダイレクトに通信することができる機能です。

（※8）. NTT 西日本が提供するフレッツ 光ネクストをご利用中でフレッツ・v6 オプションをご利用いただいていないお客様が、「ひかり回線サービススリム」へ転用後に本機能をご利用いただく場合は、別途、ご利用のお申し込みが必要です。（工事費が発生します。）また、追加ネームをご利用いただく場合は、別途ご利用料金がかかります。

＜ひかり回線サービス v6 機能利用時の注意事項＞

NTT 東日本/NTT 西日本から下記の機種が提供されている場合は、対応レンタル機器への変更が必要です。

PR-200 シリーズ / RT-200 シリーズ / RV-230 シリーズ

7.5. 事業者変更する場合の注意事項

7.5.1. 他社光コラボレーション事業者から「ひかり回線サービススリム」に事業者変更する場合

- 変更元事業者にて事業者変更承諾番号の発行手続きを行ってください。
- 発行された事業者変更承諾番号の有効期限は 15 日間となりますので、期限内にお手続きを行ってください。
- 「ひかり回線サービススリム」対象外のアクセス回線タイプをご利用の場合は、品目変更を行う必要があります。その場合、別途、工事費がかかります。
- 「ひかり回線サービススリム」への事業者変更にあたり、変更元事業者が提供するオプションサービスや割引サービス等が解約となる場合があります。契約の詳細については、変更元事業者にご確認ください。
- サービス提供事業者が変更元事業者から NTT 東日本/NTT 西日本となるオプションサービスを継続利用する場合、「ひかり回線サービススリム」への事業者変更工事日までに NTT 東日本/NTT 西日本へ提供条件等を確認していただく必要があります。継続利用するオプションサービスによっては、「ひかり回線サービススリム」お申し込み後に NTT 東日本/NTT 西日本からお客様へ確認の電話があります。事業者変更工事日までに NTT 東日本/NTT 西日本からの電話確認が完了しなかった場合、事業者変更工事は延期となります。

  「ひかり回線サービススリム」で提供しないオプションサービスを継続する場合、お客様ご自身で NTT 東日本/NTT 西日本へご確認ください。
- お客様が NTT 東日本/NTT 西日本から直接提供を受けている付加サービス等がある場合は、NTT 東日本/NTT 西日本からお客様に確認の連絡がある場合があります。

7.5.2. 「ひかり回線サービススリム」から他社光コラボレーション事業者または NTT 東日本/NTT 西日本に事業者変更する場合

- 事業者変更（廃止）手数料として 1 契約毎に 3,300 円（税込）をお支払いいただきます。
- 当社から事業者変更承諾番号を発行いたします。手続き方法については、カスタマーサポートまでご連絡ください。
- 発行された事業者変更承諾番号の有効期限は 15 日間となりますので、期限内にお手続きを行ってください。期限を過ぎた場合は、再度発行が必要となります。
- 事業者変更の完了日は変更先事業者にて決定します。また、事業者変更の完了日をもって「ひかり回線サービススリム」は解約となり、利用できなくなります。
- お客様が変更先事業者に事業者変更のお申し込みを行った時点で、「ひかり回線サービススリム」の契約内容を変更先事業者に開示することに同意いただきます。

- NTT 東日本/NTT 西日本がサービス提供事業者となるオプションサービスの契約がある場合、事業者変更時の契約継続有無にかかわらず、お客様ご自身にて NTT 東日本/NTT 西日本各社のホームページ等にて該当サービスの重要事項説明を確認の上、同意が必要です。同意が無い場合、変更先事業者での事業者変更のお手続きができません。
- 「ひかり回線サービススリム」の工事費を分割払いしている場合、事業者変更に合わせて工事費残額をお支払いいただきます。

7.6. 「IPvGO」について

- 「ひかり回線サービススリム」では、「IPvGO」サービスをご利用いただけます。
- 「IPvGO」 は、日本ネットワークイネイブラー株式会社が提供する「v6 プラス」サービス、および NTT 東日本/NTT 西日本の提供する「フレッツ・v6 オプション」)を用い、当社における付加サービス名称である「IPvGO」として提供します。現行のインターネットの標準プロトコルである IPv4 に加え、次期バージョンプロトコ ルである IPv6 を利用したインターネット接続付加サービスで、「IPoE 方式」による IPv6 インターネット接続と IPv6 ネット ワーク上で実現する IPv4 インターネット接続のデュアルスタックのローミングサービスです。

8. 契約期間と違約金について

8.1. 定期契約なし(「1年プラン」)の場合

- 新規にアクセス回線を敷設する場合の標準工事費(22,000 円)は一括又は分割、事務手数料は一括にてお支払いいただきます。
- ひかり回線サービス 1 年プランは、課金開始月から換算し 12 か月間を最低利用期間とします。12 か月以内にお客様都合によりひかり回線サービスを解約される場合には、違約金として当該電気通信役務及び当該有償継続役務の月額費用相当額(不課税)をお支払いいただきます。ただし、月額費用のキャンペーン等による割引があるときは、期間限定割引については考慮せずに月額費用相当額を算定します。
- 違約金のほか、工事費用についても、分割払いの場合には、契約期間(この計算においてのみ、契約期間を 24 か月間として計算します。)に応じて低減した額を一括して当社に支払うことを要します。例えば、3 月 10 日に利用が開始された本サービス契約(1 年プラン)が 5 月 15 日に解約された場合、工事費用の(24-2)/24 をお支払いいただきます。

8.2. 定期契約あり(「3年プラン」)の場合

- 新規にアクセス回線を敷設する場合の標準工事費(22,000 円)、は一括又は分割、事務手数料は一括にてお支払いいただきます。
- ひかり回線サービス 3 年プランは、課金開始月を起点とした 36 か月単位の定期利用契約です。
- 初回の定期利用期間は契約開始日から課金開始までを合わせた期間となります。定期利用期間の最終月とその前月を更新月とし、更新月中に解約のお手続きがない限り、以降 36 か月毎に定期利用期間が自動更新されます。
- 定期利用契約の更新月以外にひかり回線サービスを解約した場合、違約金として当該電気通信役務及び当該有償継続役務の月額費用相当額(不課税)をお支払いいただきます。ただし、月額費用のキャンペーン等による割引があるときは、期間限定割引については考慮せずに月額費用相当額を算定します。
- 違約金のほか、工事費用についても、分割払いの場合には、契約期間に応じて低減した額を一括して当社に支払うことを要します。例えば、3 月 10 日に利用が開始された本サービス契約(3 年プラン)が 5 月 15 日に解約された場合、工事費用の(36-2)/36 をお支払いいただきます。

9. 解約・契約変更の方法

- 本サービスの解約、変更、または退会などをご希望の場合は、カスタマーサポートへお問い合わせください。
- 初期契約解除制度によらず、工事日(転用日)前であれば無償でキャンセルができる場合があります。キャンセルをご希望の場合は、カスタマーサポートへお問い合わせください。

10. 解約の条件等

- 解約の際の月額料金は解約月末までかかります。
- 「ひかり回線サービススリム」を解約すると、アクセス回線を通じて NTT 東日本/NTT 西日本が直接提供している付加サービス等も利用できなくなります。
- 「ひかり回線サービススリム」を解約した場合、NTT 東日本/NTT 西日本から直接レンタルされている機器については、NTT 東日本/NTT 西日本へ返却いただきます。
- 退会手続きのお申し込みは、毎月 20 日受付分までを当月分の受け付けとし、その月末日をもって退会となります。21 日以降の受け付けは翌月末日をもって退会となります。なお、アクセス回線の廃止日が翌月以降になる場合は、アクセス回線が撤去された月末をもって退会となります。

11. 初期契約解除制度について

- 本契約サービスは、初期契約解除制度の対象です。
- サービスを初期契約解除制度により解除する場合、契約者がご契約内容確認書面を受領した日から起算して 8 日以内は、解除する意思と解除対象契約を特定するために必要な契約者情報を文書にてお申し出いただくことで、契約の解除（初期契約解除）ができます。この場合、契約者の文書郵送時の消印日付にその効力を生じるものとします。
- 当社並びに当社の代理店等が本サービスの契約案内にあたり初期契約解除に関する事項について不実の内容を告げたことにより契約者が誤認し、また威迫したことにより困惑して初期契約解除を行わなかった場合、当社からご契約内容確認書面を改めて交付します。契約者がその書面を受領した日から起算して 8 日以内にお申し出をされた場合、初期契約解除ができるものとします。
- 上記により契約者からの初期契約解除のお申し出を当社が受けた場合、以下のとおりといたします。
- 当社は契約の解除に伴う損害賠償または違約金の請求は行いません。
- 初期契約解除時点で既に発生した初期費用をご請求いたします。
- 初期契約解除時点で既に発生した月額基本料金を日割りにてご請求いたします。
- 初期契約解除時点で既に発生した通信料金はご請求いたします。
- 初期契約解除時点で契約者が当社から既に受け取った特典・割引がある場合ご返金いただきます。
- 初期契約解除時点で受け取っていない特典・割引がある場合、その提供を受けることができません。
- 既に当社がサービス提供料金等を契約者から受領しており、それが初期契約解除に関連して当社が請求する金額を越えている場合、その差額をお客様に返還します。
- 初期契約解除の申し出により、退会として取り扱う場合があります。また、解除する前のサービス状態に回復できない場合や電気通信役務以外のサービス契約が継続となる場合があります。
- 初期契約解除に際し、以下のご注意事項を必ず確認ください。

  ＜注意事項＞

  「ej 電話」は、初期契約解除制度の対象外です。ej 電話のみの初期契約解除の申し出を承ることはできません。

  開通工事または転用工事の取り消しができない場合があります。

  アクセス回線のタイプ変更や移転の手続き完了後に初期契約解除をお申し出いただいた場合、変更前の状態に戻すための工事が必要になることがありますが、その工事には期間を要する場合があります。

  NTT 東日本/NTT 西日本が提供するフレッツ光への乗り換え含め、アクセス回線の廃止に伴う工事、および乗り換え先のサービスの開通工事が必要になる場合があります。その工事には期間を要する場合があり、その期間中サービスを利用できません。

  アクセス回線の転用手続き後に初期契約解除をお申し出いただいた場合、NTT 東日本/NTT 西日本が提供するフレッツ光に戻すことができない場合があります。このため、「ひかり回線サービススリム」の初期契約解除後、NTT 東日本/NTT 西日本が提供するフレッツ光のご利用をご希望の際は次の点にご留意ください。

  (1). ひかり回線サービススリム回線を廃止し、フレッツ光の新規契約となります。

(2). フレッツ光の新規契約はお客様にて実施いただきます。新規契約にあたり、サービスの開通工事が必要となる場合があり、その工事期間中サービスを利用できません。また、開通工事には時間を要する場合があります。

(3). フレッツ光の初期費用（契約料、工事費等）が必要となります。

(4). 契約 ID やひかり電話の電話番号が変更になる場合があります。

- 初期契約解除制度に関する書面の送付宛先および記載内容は以下のとおりです。

  〒220-0011　神奈川県横浜市西区高島一丁目 2 番 5 号　横濱ゲートタワー18 階

  株式会社イージェーワークス　カスタマーサポート　宛

  ＜記載内容＞

- ①会員番号　②氏名　③住所　④契約サービス情報　⑤日中の連絡先電話番号

12. 本重要説明事項の内容変更について

本重要説明事項は予告なく内容を変更することがあります。

発行元：株式会社イージェーワークス im-cmpopt-w-20240201